

西日本旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃（京阪神エリア）の
上限変更認可申請に関する審議（2回目）

1. 日 時

令和6年5月28日（火） 10:30～11:20

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局より、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」という。）からの鉄道の旅客運賃（京阪神エリア）の上限変更認可申請について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 収入算定は営業キロ毎の輸送人員に運賃を乗じて算出するとあるが、区分ごとに営業キロ毎の収入を合計しているのか。
 - ② 2025年度は定期の先買いを考慮しているとのことだが、どのように算出されているのか。何か過去のデータや考え方があるのか。
 - ③ 2024年度推計輸送人キロの算出の際、2018年度第4四半期の数字を2019年度第4四半期の数字に見立てて、2023年度第4四半期の数字と比較した割合を基に算出し、これをコロナ禍後の通常値とするという説明だが、第4四半期の数字だけを使って試算するのは処理として適切なのか。
 - ④ 2025年度には大阪・関西万博があるが、そこは異常値として処理をするのか。等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 然り。大阪環状線等、電車特定区間及び幹線（拡大区間）のそれぞれの営業キロ毎の収入を合計している。
 - ② 消費税改定に伴う運賃改定の際の先買い割合を参考に算出している。

- ③ 2023 年度第 3 四半期まではコロナ禍からの回復途上のため、第 4 四半期の数字でコロナ禍後と判断した。
- ④ 運賃改定後の効果検証の際には、万博利用者を含めた 3 年間の総輸送人員について、改定後の収入（実績）と改定前の運賃を適用した場合の想定収入を比較して増収が発生したかどうかを確認する。次の 3 年間の実施内容の検討を行う際には特殊要因として考慮する。
- 等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第 7 条の 2 の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。